

第3次十和田市総合計画 策定方針

1. 計画策定の背景と目的

【当市における現状、今後の見通し等】

- ・人口減少による経済活動の縮小、コミュニティ機能の低下 など
- ・市民参画による協働のまちづくりを進めていくことの重要性は、今まで以上に高まる。
- ・行財政運営を取り巻く環境は、自治体DX、SDGs への取組、働き方改革への対応等に伴い、大きな転換期を迎えている。

【策定の目的】

総合計画は、十和田市まちづくり基本条例第14条第1項に基づき、本市における総合的かつ計画的な行財政運営を行うための最上位計画として位置づけられており、現行の第2次十和田市総合計画が令和8年度に期間満了となることから、第3次総合計画を策定する。

2. 計画の体系と期間について

(1) 基本構想

まちづくりの基本理念や将来像を定めるとともに、それを実現するための基本的な施策の大綱を示すものとし、令和9年度を初年度として令和18年度を目標年度とする**10か年計画**とする。（十和田市議会の議決すべき事件を定める条例に基づき策定）

(2) 基本計画

基本構想に基づき、根幹となる施策を具体的に示すものとする。また、今日の社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するために、計画期間は**前期5年間、後期5年間**とする。

(3) 実施計画

基本計画に示された、根幹的施策の具体的な実施内容を明らかにするものとするため、計画期間は、**5年間（常に5年先を見据えた計画）**とし、施策や事業の実効性を確保するため、現行計画と同様に、毎年度ローリング方式による見直しを行う。

【計画期間のイメージ】

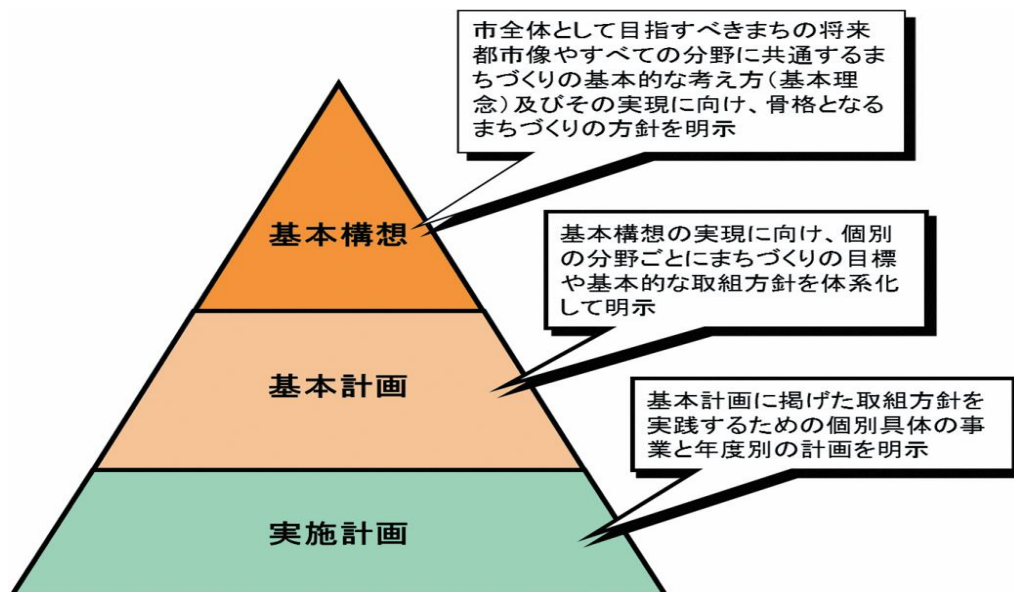
○現行の計画期間

年 度	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8
基本構想										
基本計画										
実施計画										

○新たな計画期間

	第3次										第4次				
年 度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
基本構想															
基本計画															
実施計画															

【構造のイメージ】

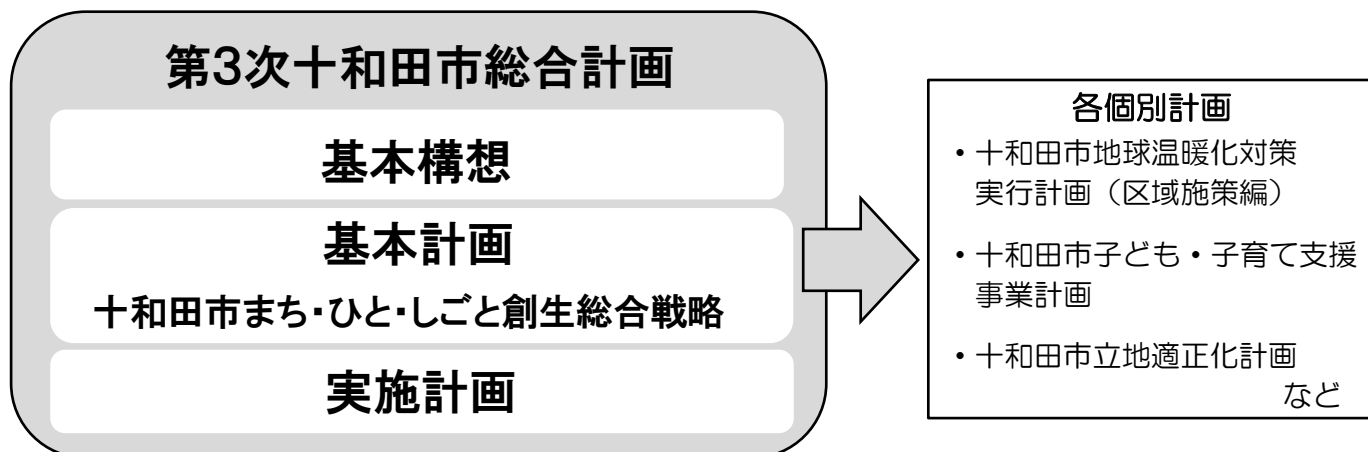


現行計画と同様に、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造とする。

3. 総合計画と総合戦略等の統合について

- ・総合計画及びまち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略は、人口減少克服を最重要課題とし、密接に関係している。
- ・本市における、人口減少問題・地方創生に関連する施策が、より重要度を増していることから、両計画の一体的運用による相乗的な効果促進が求められる。

→第3次総合計画は、急速な人口減少等に対応するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を含めた計画とする。



なお、進捗管理を一本化することで、効率的に行政改革を進めることができることから、「十和田市行政改革大綱」を含めた計画とする。

まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略は、第3次総合計画基本計画へ組み込むこととし、統合の仕方については、重点プロジェクト又は基本計画の一つの章とするなど、策定課程における意見や提案、議論を踏まえて検討する。

4. 策定に係る基本的な考え方

1) EBPM（証拠に基づく政策立案）を活用した計画

現行の第2次十和田市総合計画の十分な検証・分析を行った上で、信頼性や客観性の高いデータ等を活用したEBPM（Evidence Based Policy Making 証拠に基づく政策立案）の考え方を活用する。

2) 実効性のある計画づくり

PDCAサイクル（Plan Do Check Act）にしたがって、実施計画を毎年度ローリング方式で見直しを行い、施策・事業の継続的な改善及び改革に取り組む。また、時代や社会動向等の変化にも柔軟に対応できるよう、適切に計画の進行管理を行う。

3) 市民と行政がともに作る計画

市民一人ひとりがまちづくりへの関心を持ち、将来都市像に向けて取り組むことができる計画とするほか、年齢や性別等に関わらず、ダイバーシティの視点で様々な立場からの意見を集約するなど、多様な市民参画の機会を設ける。

4) ウェルビーイング（市民の幸福度）を指標に取り入れた計画

政策的指標を達成することだけでなく、市民一人ひとりが幸せを実感できるような指標（ウェルビーイング指標）を取り入れ、市民の状況や実態を把握し、施策に反映する。

※「地域幸福度（Well-Being）指標」とは、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を数値化し、可視化したもの

策定に係る基本的な考え方は、上記の4項目を基本とし、策定課程における意見や提案を踏まえて、追加、変更する場合がある。

5. 策定体制

(1) 諮問

十和田市総合計画審議会（20人以内）

十和田市総合計画審議会条例に基づき、学識経験を有する者等による「十和田市総合計画審議会」を設置し、基本構想及び基本計画案について、市長の諮問に応じた審議、答申を行うものとする。

(2) 市民参加

①計画検討段階における市民参加

ア 十和田市総合計画策定市民委員会（20人以内）

総合計画の策定にあたっては、推薦及び公募の方法により選出した市民で組織する「十和田市総合計画策定市民委員会」を設置し、市民の意見を反映させた計画づくりを行う。

イ 市民意識調査

本市の課題を踏まえたまちづくりの方向性等について、市民や小中高生を対象としたアンケート調査を実施する。

ウ 市民ワークショップ

本市の現状と将来像等について検討してもらうため、まちづくりに重要と思われるテーマ毎にワークショップを開催し、市民の意見を総合計画に反映させるための提案書を作成する。

エ 情報の共有

市広報や市ホームページを活用して積極的な情報提供を行うとともに、まちづくりに関する意見の募集を行う。

②計画のとりまとめ段階における市民参加

ア パブリックコメント

総合計画の素案を市ホームページ等で公開し、市民の意見を募るとともに、寄せられた意見に対する市の考えを公表する。

イ 市民説明会

パブリックコメントの実施に合わせ「市民説明会」を開催して、総合計画素案の内容説明及び意見交換を行う。

(3) 庁内体制

①庁議

総合計画審議会へ諮問するために、策定委員会で作成した素案を審議する。また、審議会の答申に基づく調整を行い、議会上程議案としての庁内決定を行う。

②策定委員会（部長級）

副市長を委員長に、部長級の職員で組織し、策定専門委員会において作成された計画案の審議を行う。

③策定専門委員会（課長級）

企画財政部長を委員長に、課長級の職員で組織し、基本構想及び基本計画の原案を作成する。

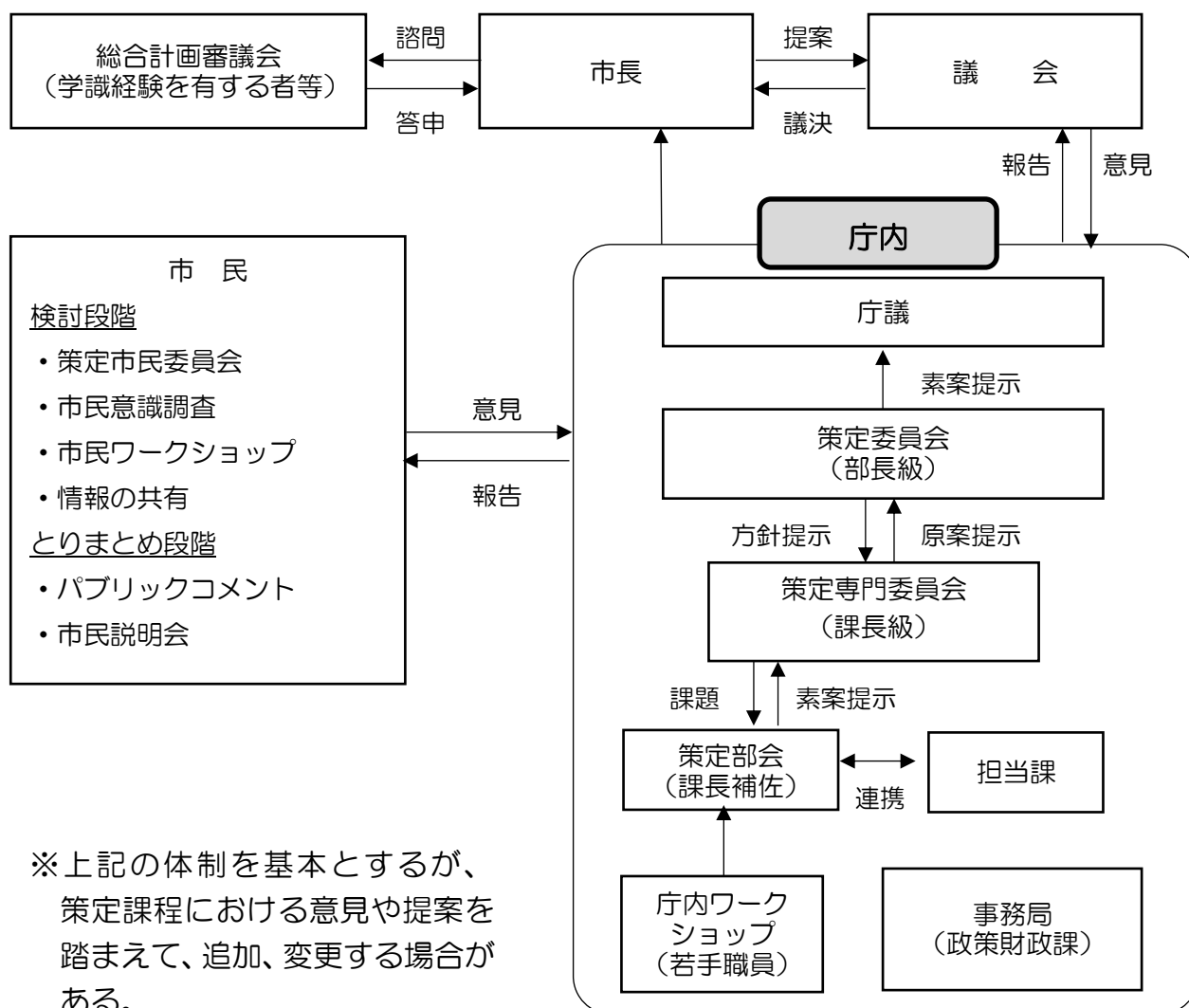
④策定部会（課長補佐級）

専門委員会の下に、課長補佐級以下の職員で組織する策定部会を置き、計画立案に関する課題等の検討と計画の素案づくりを行う。

⑤庁内ワークショップ（若手職員）

若手職員の視点で総合計画について考え、意見を出し合う場として庁内ワークショップを開催する。

【策定体制イメージ】



※上記の体制を基本とするが、策定課程における意見や提案を踏まえて、追加、変更する場合があります。

6. 策定スケジュール（予定）

別紙のとおり

7. 総合計画策定支援業務

総合計画の策定に必要となる業務のうち、現状分析及び把握、各種基本データの整理・分析、市民意識調査の実施などに係る業務は、民間の事業者へ策定支援業務を委託して実施する。（令和7～8年度）

（1）委託事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式を予定

（2）業務内容（予定）

- ①基礎調査、現行の総合計画及び総合戦略の検証・点検等
- ②市民意識調査支援（市民アンケート等）
- ③基本構想及び基本計画の策定支援
- ④人口ビジョン及び総合戦略の策定支援

総合計画 策定スケジュール（予定）

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民等																								
総合計画審議会		●審議委員 推薦依頼		●審議会設置 策定方針説明						●審議会開催			●審議会開催 基本構想 諮問		●審議会開催	●審議会開催 基本構想 答申						●審議会開催 基本計画 諮問	●審議会開催 基本計画 答申	
策定市民委員会			●市民委員公募 ●市民委員会 策定方針説明					●市民委員会 ワークショップ		●市民委員会 構想案検討									●市民委員会 計画案確認	●市民委員会 ワークショップ				
市民				アンケート				●ワークショップ					●構想案パブコメ								●計画案パブコメ	●市民説明会		
庁内検討																								
市長													●基本構想 諮問			●基本構想 答申	●基本構想 上程					●基本計画 諮問	●基本計画 答申	
庁議		●策定方針決定										●基本構想原案決定				●基本構想案決定						●基本計画案決定	●基本計画決定	
策定委員会 （部長級）				●策定委員会 策定方針説明				策定委員会																
策定専門委員会 （課長級）				●策定専門委員会 策定方針説明				策定専門委員会																
策定部会 （課長補佐級）				●策定部会 策定方針説明				策定部会																
若手職員							●若手職員 ワークショップ			●若手職員 ワークショップ									●若手職員 ワークショップ					
担当課	策定方針の検討			アンケート・ワークショップ対応																				
								基本構想案・基本計画案・実施計画案検討・委員会・部会等対応																
議会																								
議会			●全員協議会 基本方針説明									●全員協議会 基本構想原案説明											●全員協議会 基本計画説明	
業務委託																								
委託事業者		●募集 ●プロポーザル										●中間検査											●確認検査	
			現行計画の現況把握										基本構想・基本計画・実施計画作成支援											
				アンケート・ワークショップ支援																				

※スケジュールは現時点での予定であり、策定課程における意見や提案を踏まえて、追加、変更する場合があります